

那珂川市における 被保護者健康管理支援事業 の取組

那珂川市健康福祉部生活福祉課

健康管理支援員 上野 陽子

医療担当 吉武 美奈子

目次

1. 那珂川市の概況説明
2. 健康管理支援員の自己紹介
3. 健康管理支援事業一覧
4. 学校医療券の発行データを活用した受診勧奨
5. 保健指導・生活支援
6. 社会資源活用のおすすめ

1. 那珂川市の概況



人口 50,007人
世帯数 21,466世帯
面積 74.95km²

※令和4年11月末時点



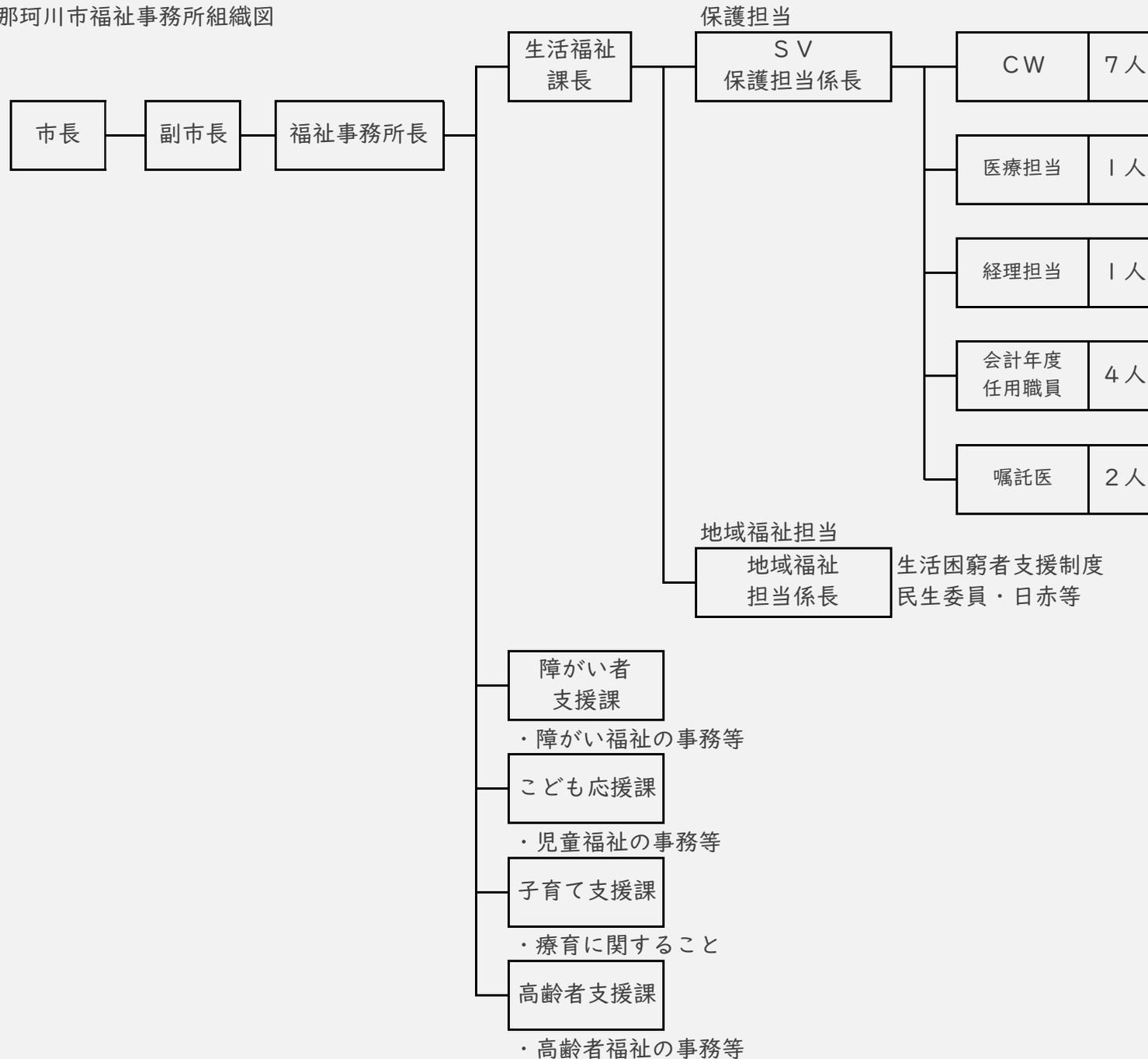
那珂川市全景

市の木 ・ ヤマモモ
市の鳥 ・ カワセミ



1. (1) 那珂川市の概況：実施機関の体制

○那珂川市福祉事務所組織図



《保護担当の専門員配置状況》

- ・健康管理支援員 1人
- ・就労支援員 1人
- ・面接相談員 1人
- ・年金相談員 1人
- ※就労準備支援（委託）

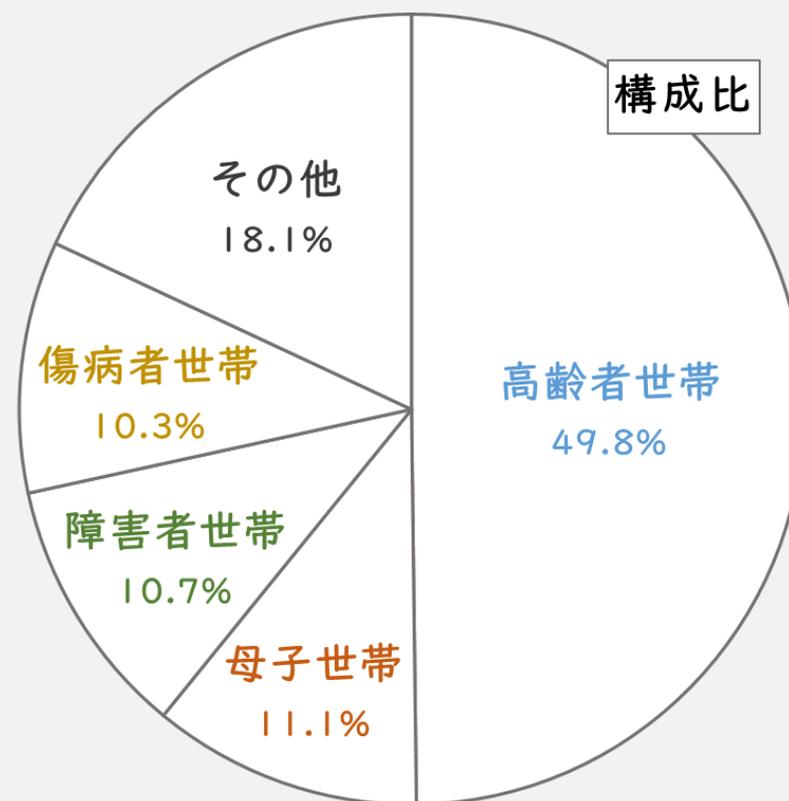
1. (2) 那珂川市の概況：生活保護の実施状況

○生活保護の状況 ※令和4年11月末時点

・被保護者人員 731人 (うち、小学生56人、中学生25人)

・被保護者世帯数 476世帯

・保護率 1.46%



2. 健康管理支援員の自己紹介



福祉事務所はワンフロアなので連携がしやすいです。



訪問は動きの取りやすい自転車を使用。
移動中に被保護者から声を掛けられることもあります。

3. 健康管理支援事業一覧

事業名称	事業内容
1. 健診受診勧奨	40歳以上の被保護者へ健診勧奨（がん検診含む）。受診後保健指導実施。
2. 医療機関受診勧奨	未受診者へ受診勧奨。同行受診。学校医療券の活用。
3. 生活支援・保健指導	ひきこもり状態、精神疾患、受診中だがコントロール不良な人へ対して生活支援、保健指導実施。
4. 頻回受診指導	同一月内で同一の医療機関受診日数が10日以上の人でかつ3ヶ月以上の人へ、適切な受診日数を指導し、医療機関の適正受診及び医療費の適正化を図る。
5. 長期入院解消支援	入院期間が6か月以上を超え、退院が可能な人へ退院先の検討、退院に伴う精神的なフォローを行う。
6. 重複受診指導	同一傷病で同一月内に複数の医療機関に受診し、同一の処方を受けている人へ指導を行い、医療機関の適正受診及び医療費の適正化を図る。

4. 学校医療券の発行情報を活用した受診勧奨①

教育委員会と連携し、学校健診で治療が必要と判定された児童・生徒を把握し、効率的な受診勧奨を実施。

目的	医療機関受診率の向上および他法活用
対象者	被保護者世帯のうち、市内の公立小中学校に通う児童・生徒
連携体制	学校医療券が発行された児童・生徒について、ネグレクトが疑われる場合は担当課と連携。
効果	受診率67% 医療扶助132,890円の適正化

4. 学校医療券の発行情報を活用した受診勧奨②

取組内容

受診率向上

学校医療券発行前の医療機関訪問

CWによる受診勧奨

レセプト情報にて未受診と思われる児童・生徒を確認

学校医療券の発行情報（被保護者世帯のみ）の入手

他法活用

学校医療券による診療報酬請求
状況確認

担当CWとの情報共有

他機連携

情報収集

4. 学校医療券の発行情報を活用した受診勧奨③

配布チラシ（表面）

保護者の皆さまへ

むし歯・ちくのうなどを「学校医療券」で治療できます！

Q「学校医療券」ってなに？

学校の健康診断の結果、治療が必要なお子さんに対して発行されます。



Q対象となる病気は？

- むし歯（う歯） ○トラコーマ ○結膜炎 ○アレルギー性結膜炎 ○白せん ○かいせん
- 膿痂疹（のうかしん） ○中耳炎 ○慢性副鼻腔炎（ちくのう） ○アデノイド
- 寄生虫病（虫卵保有含む）

Qいつも病院に行くときは福祉事務所に電話しているけれど・・・

「学校医療券」が利用できる病気は必ず「学校医療券」を病院の窓口へ提出してください。
その際、「学校医療券」で受診したことを福祉事務所にお電話ください。

学校医療券の使い方

1. 那珂川市教育委員会から「学校医療券」が自宅へ郵送されます。
2. 病院の窓口に①「医療券兼請求書」、②「学校保健安全法第24条に基づく医療費について」を一緒に提出してください。（※裏面参照）
3. 治療が終了するまで毎回「学校医療券」を病院の窓口へ提出してください。

こんな時はどうしたらいい？

- むし歯やちくのうなど複数の病院にかかるとき
 - 紹介状が出て違う病院にかかるとき
- 病院ごとに「学校医療券」が必要です。下記問い合わせにご相談ください。

お問い合わせ先

・生活福祉課 生活保護担当 092-953-2211（内線137）
担当 上野 ・ 吉武

配布チラシ（裏面）

見本（昨年度の資料）

① 「医療券兼請求書」

医療券兼請求書

医療券

区分A	氏名	性別	学年	病名

この医療券は児童の両親の所有物です。
「本券により医療を受けたときは、請求書の添付書類を添付し、医療者の署名・捺印、当日の療費は社会保険等による給付分を差し引いた額を費用として支払います。」

那珂川市教育委員会
教育長 安川 正徳

医療券
発行
年月日

区分A	氏名	性別	学年	病名
耳鼻科				
眼科				
皮膚科				
小児科				
その他				
合計				

上記のとおり 円を請求します。 差（A）の金額を記入

令和 年 月 日
那珂川市教育委員会教育長 役
医療機関担当
医療機関名
代表者名

② 「学校保健安全法第24条に基づく医療費について」

「学校保健安全法第24条に基づく医療費について」

医療機関 名称
〒 郡 市 町 区
年 月 日

那珂川市教育委員会教育長 役
担当 氏名

学校保健安全法第24条に基づく医療費について

自費から、児童・生徒の地域医療等、学校保健につきましても個別のご事情・ご都合を伺うべくお話し申し上げます。
また、病院において、医療費を請求し受診しました児童・生徒の病院費については、下記のとおりと承知していただいております。よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。
なお、医療費に係る請求は令和5年1月31日までにお願いいたします。

医療費

1 医療費の範囲
医療費の範囲は以下のとおりです。
① トラコーマ及びのび眼 等
② 白癩、疥癬及び皮膚病
③ 早耳症
④ 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
⑤ うね
⑥ 寄生虫病（虫卵保有を含む）
※1. 学費（授業料）より先払いの請求書も対象。

2 医療費の負担
① 区分Aの場合 自費全額
② 区分Bの場合 保険診療による医療費負担分（子ども医療費負担分を除く。）
（区分A＝生活保護、区分B＝学校保健4月認定済、認定済には区分Bのみ対象）
※子ども医療費を申請した保護者については、子ども医療費負担分を除く医療費負担分の2割が負担となります。

3 医療費の負担期間
令和5年1月1日～ 日
※請求期間内で診療した場合は、医療費の負担期間が診療した日を含めて請求期間となります。

4 請求について
① 医療費（請求書）（添付1）に記入のうえ、教育委員会（学校保健課）に請求してください。
② 請求の医療費をまとめて1枚の請求書で請求いただけます。
③ 請求書は、必ず加算票（母子加算票）（母子加算票）と添付してください。
④ 請求期間は、令和5年1月31日までです。
⑤ 医療費（請求書）の添付は、請求書と請求書の添付が必要です。子ども医療費負担分の請求が認めらるる旨を記載いたします。

5 請求の流れ
【学校】 → 【教育委員会】 → 【保健課】 → 【加算票】 → 【加算票の記入】
【保健課】 → 【加算票】 → 【加算票の記入】
【加算票の記入】 → 【加算票の記入】
【加算票の記入】 → 【加算票の記入】

6 その他
医療費を請求した時点で、既に医療費が支払われている場合は、医療費を請求書に添付していただく必要はありません。
※なお、支払い済みの医療費を請求する場合は、請求書に「既に請求済み」と記載してください。

7 請求・問い合わせ先
〒111-0001
那珂川市教育委員会
学校保健課学校保健係
092-953-2211（内線 300）

5. 保健指導・生活支援

課題	引きこもり状態の人で受診や就労につながらない人、依存症で病識が乏しい人や明らかな体調不良があるにも関わらず医療機関受診を拒否する人がいる。
目的	病識の自覚、適切な医療機関受診を指導することで、傷病の早期発見、重症化を防ぐ。
対象者	引きこもり状態で支援が必要な人、依存症からの回復がうまくいかない人、明らかな体調不良があるにも関わらず医療機関を受診しない人、治療中だが経過が良くない人、24名を抽出し12名に支援開始。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">・ CWと訪問し個別支援計画作成。・ 本人の思いを汲み取りながら目標に向かって支援。・ 近隣の医療機関紹介・ 受診同行・ 求人情報提供・ 施設見学同行・ 対人恐怖、対人不安軽減のため継続面談。・ 各機関と連携
連携体制	<ul style="list-style-type: none">・ CW・ 医療機関（主治医、PSW）・ 就労支援員、就労準備支援員・ 福祉サービス事業所（グループホーム）・ 福岡県ひきこもり地域支援センター・ 企業
効果	自主的に医療機関を受診できたり、外出できた人は33%。

5. (1) 変化があった4ケース

平野 翔平さん (仮名)

●健康管理を通じて外出の機会が増えたケース

- ・54歳男性 一人暮らし
- ・受給歴1年
- ・うつ病
- ・ややひきこもり状態
- ・受診あり
- ・就労なし
- ・対人不安あり

吉田 英二さん (仮名)

●各関係機関と連携し就労につながったケース

- ・56歳男性 一人暮らし
- ・受給歴13年
- ・ひきこもり状態
- ・受診なし
- ・就労なし
- ・対人恐怖あり

筧 義夫さん (仮名)

●CWと連携し根気強く働きかけたことで精神科以外の受診につながったケース

- ・64歳男性 一人暮らし
- ・受給歴11年
- ・うつ病
- ・ひきこもり状態
- ・医療機関受診あり
- ・就労なし
- ・罪業感強く精神科以外の治療が受けられない

山田 弘樹さん (仮名)

●各関係機関と連携し福祉サービスにつながりグループホームの入居、就労継続支援事業につながったケース

- ・49歳男性 母と二人暮らし
- ・受給歴2年
- ・アルコール依存症
- ・長期入院患者
- ・就労なし
- ・自宅退院をしたい本人とそれを拒否する母

5. (1) - 1 健康管理支援員との関わりで変化があったケース

健康管理を通じて 外出の機会が増えたケース

平野 翔平さん（仮名）

- ・ 54歳男性 一人暮らし
- ・ 受給歴1年
- ・ うつ病
- ・ ややひきこもり状態
- ・ 受診あり
- ・ 就労なし
- ・ 対人不安あり

課題

肥満、高血圧、高脂血症あり体重減量を内科医、精神科医から指示。炭水化物が多い食事。気温差による動悸がある。新しい場所や人は緊張する。

希望する暮らし

体が動かないため体重を落としたい。いずれは保護をやめて自立したい。

目標

減量をする。野菜やたんぱく質を摂る。
支援者の目標：外出の機会が少ないため月1回の来庁面談で少しでも運動の機会を作る。来庁時に保健指導を実施する。

結果

体重が99kgから97kgへ減量。1日3食食事をする、どんぶり茶碗から普通茶碗に変更することができた。コンビニで買い物が多く、総菜パンが多かったが、自炊し野菜を食べることができた。運動を兼ねて、月2回来庁面談ができた。

5. (1) - 2 健康管理支援員との関わりで変化があったケース

CWと連携し根気強く働きかけたことで精神科以外の受診につながったケース

筧 義夫さん（仮名）

- ・ 64歳男性 一人暮らし
- ・ 受給歴11年
- ・ うつ病
- ・ ひきこもり状態
- ・ 医療機関受診あり
- ・ 就労なし

課題

自分自身を責める気持ちが強く、精神科以外の治療が受けられない。膝痛、歯茎の出血あり。

希望する暮らし

生活保護から抜け出して仕事をして自活したい。自立できる商売があればと思う。

目標

病院を受診したいが受付へうまく伝えられない。

支援者の目標

身体的不調時に通院できるように支援する。

結果

毎回CWと一緒に訪問。必要な受診をためらわないよう伝え続け、まずは歯科受診ができた。

5. (1) - 3 他機関との連携で変化があったケース

各関係機関と連携し福祉サービスにつながりグループホームの入居、就労継続支援事業につながったケース

山田 弘樹さん（仮名）

- ・ 49歳男性 母と二人暮らし
- ・ 受給歴2年
- ・ アルコール依存症
- ・ 精神科病棟の長期入院患者（13か月）
- ・ 就労なし

課題

再飲酒リスクが高いため自宅退院を母が拒んでいる。

希望する暮らし

退院したい。家に帰りたい。一人暮らしをしたい。

家族の希望

自宅に帰るより、自立してほしい。

目標

体が慣れたら短時間勤務や室内での軽作業、ダイレクトメールの発送の仕事がしたい。

支援者の目標

退院先を検討。自宅が難しければ福祉サービス利用を検討。

結果

何度かの退院前会議を経て、自宅退院は難しいことに本人が納得。山田さん、病院PSWと一緒に入居するグループホームをいくつか見学。病院を退院し、グループホーム入居と就労継続支援B型事業所への通所を開始。

5. (1) -4 他機関との連携で変化があったケース

各関係機関と連携し、就労につながったケース

吉田 英二さん（仮名）

- ・ 56歳男性 一人暮らし
- ・ 受給歴13年
- ・ 対人恐怖があり、ひきこもり状態
- ・ 父死別。母、兄とは疎遠
- ・ 体調不良はあるが受診なし
- ・ 左官業に従事していた経験あり
離職後5年程経過

課題

対人恐怖の課題があり仕事をしたいと希望があるが、人には会えないと訴えるため就労することが難しい。

希望する暮らし

やりたいことはない。仕事がしたい。お金は欲しい。

家族の希望

自宅に帰るより、自立してほしい。

目標

体が慣れたら短時間勤務や室内での軽作業、ダイレクトメールの発送の仕事がしたい。

支援者の目標

対人恐怖軽減のため定期訪問を受け入れてもらう。

支援回数

電話相談4回・訪問9回・ケース会議1回・
他機関への電話連絡2回

結果

他機関と連携し就労につながった。

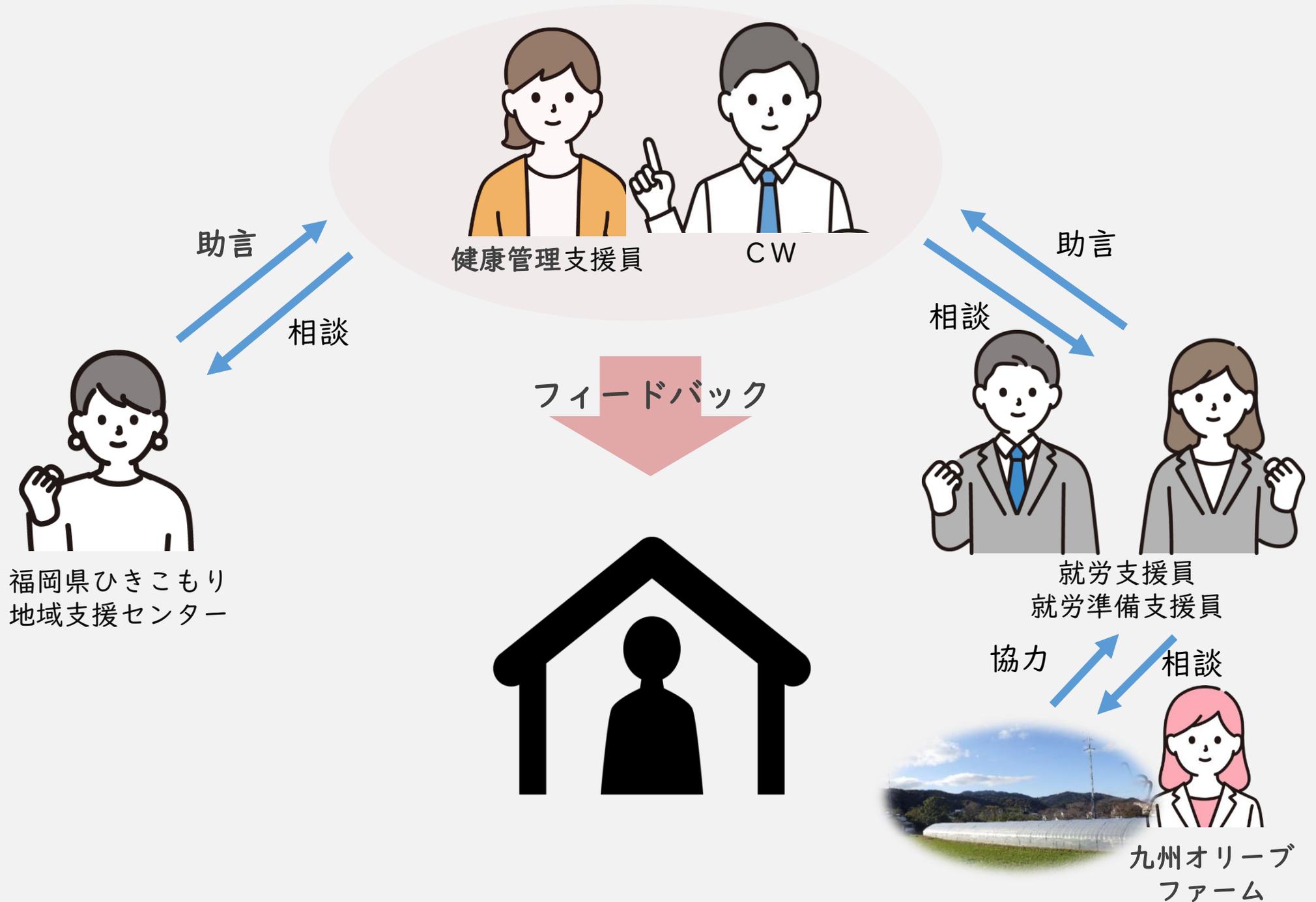
5. (2) 吉田さんの人となり



5. (3) 連携の経緯①

1.連携連絡	<p>目的：支援の行き詰まりからひきこもり支援の専門へ相談したい。</p> <p>背景：令和2年地域福祉担当の巡回相談に健康管理支援員の同席履歴。</p> <p>内容：福岡県ひきこもり地域支援センターへ連絡。</p> <p>結果：介入可能の返事</p>
2.電話連絡 気持ちの変化	<p>背景：給付金で原付バイクの購入希望</p> <p>提案：保険料支払いのための就労。農作業の就労紹介。</p> <p>結果：「動画で見られたら」と就労意欲あり。</p>
3.就労支援会議	<p>目的：就労相談</p> <p>背景：課内にいる就労支援員、就労準備支援員とは常に情報交換、相談できる関係性。</p> <p>内容：対人恐怖はあるが就労希望があり、できれば林業や農業を希望している。</p> <p>結果：九州オリーブファームさんが受け入れ可能ではないか。作業内容の動画を撮れないか相談。動画は就労準備支援員が交渉可能。健康管理支援員は就労体験して結果を伝える。</p>
4.家庭訪問	<p>目的：農作業動画の視聴と就労案内。</p> <p>内容：CWと健康管理支援員が家庭訪問。就労準備支援員が撮影した動画を一緒に見てもらう。健康管理支援員が就労体験後の説明。</p> <p>結果：「これならできそう」と就労を決意。</p>

5. (4) 連携の経緯②



5. (5) 吉田さんのその後



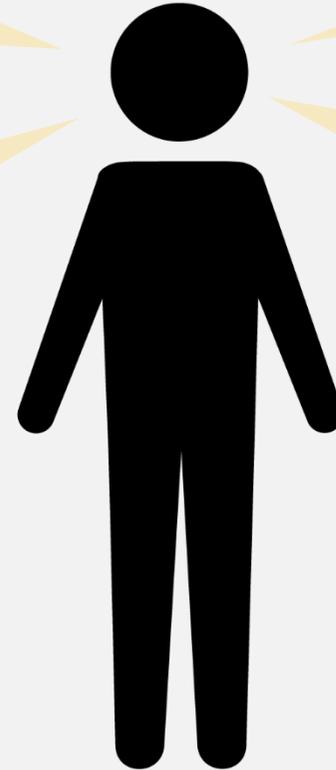
仕事を始めて
よかった

簡単ですよ

家でできるので、
いいですよ

生活の中に仕
事があるのは
よい

体調に応じて、作
業量の調整をして
もらってます



- ・週5日、在宅勤務。
- ・ネギの仕分け、カット。10kg/1日。
- ・作業分の配達、引き取りあり。
- ・日報記入し、作業内容を報告。
- ・収入は約13,000円/月（口座払い）。

真面目な仕事ぶり。
仕事量は始めた頃に比べ増えています。
自ら会社へ連絡もできるようになりました。

九州オリーブファーム
担当者



5. (6) なぜ支援がうまくいったのか

気持ちに寄り添う支援

- ・人慣れしたい気持ち
吉田さんの特性から同一人物に慣れた方がよいと判断。
CWには異動があるが、健康管理支援員は直接雇用されているため異動がない。
一貫して同じ人が関わることで人への抵抗を軽減したい。
- ・仕事をしたい気持ち
仕事はしたいが、人には会えない気持ちと仕事をしてお金を得たいという相反する気持ち。
一緒に仕事を探す姿勢。否定せず希望に寄り添う。

タイミングがよかった

仕事をしないといけないと思える理由付け（原付バイクの購入希望）
福祉農業に力を入れている企業が内職の募集をしていた。

他機関連携

- ・CW：毎回訪問同行。方針確認。同一支援。
- ・就労支援員、就労準備支援員：常に相談しやすい関係づくりのおかげで相談に乗ってくれ、動画撮影に協力。
- ・福岡県ひきこもり地域支援センター：ひきこもり支援の助言
- ・企業：自宅訪問してデモンストレーションをしてくれるフットワークのよさ。

5. (7) 他機関連携



福岡県ひきこもり地域支援
センター
社会復帰課心理判定員

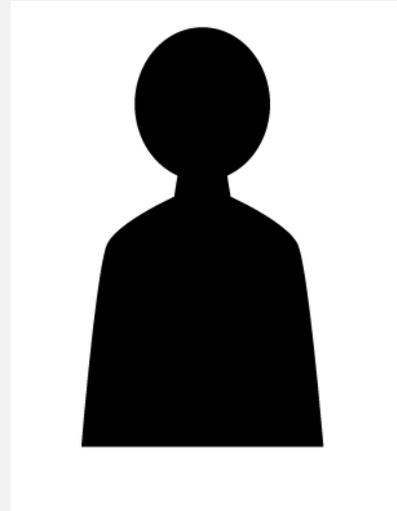
地域福祉担当

農業生産法人合同会社
九州オリーブファーム
作業場責任者



CW

健康管理支援員



就労支援員

就労準備支援員



6. 社会資源の活用のおすすめ



ご清聴ありがとうございました

